



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の所在地の変更の届出（ 〃 ）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施設機関の指定（ 〃 ）	1
◎高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務の委託（人権課）	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出（経営支援課）	1
○保安林の指定予定の通知（治山林道課）	2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（漁業管理課）	2
公告	
○林業種苗法による生産事業者の登録（木材増産推進課）	2
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	2
高知県収用委員会公告	
○公示による送達（4・3 掲示）	3
落札公告	
○落札者等の公告（公営企業局 県立病院課）	3

告 示

高知県告示第210号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による

ものとされた生活保護法第49条の指定をした。
平成27年4月14日

高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
竹本病院訪問看護ステーション 四万十市右山1973番地2 平26・10・1

高知県告示第211号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成27年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	あ・とむ 居宅介護 支援事業	土佐市高岡町 丙21-17	特定非営利活動法人地域福祉サポート	平成24年 4月1日
変更後		土佐市蓮池 1227-4	あ・とむ 土佐市蓮池 1227-4	
変更前	ヘルパーステーションあい	香南市赤岡町 569-3	ニコニコケア 有限会社	平成27年 3月1日
変更後		香南市赤岡町 569 NCハウス207	香南市赤岡町 256番地5	

高知県告示第212号

施設機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の指定をした。

平成27年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
上岡 真大	かみおか接骨院	四万十市渡川二丁目1番12号	平成27年 3月4日

高知県告示第213号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
高知市本町四丁目1番37号	公益財団法人高知県人権啓発センター	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

高知県告示第214号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の名称
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
- 届出者の住所
東京都台東区上野七丁目14番4号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス神田店
高知市神田字八反沢1311番1ほか
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年11月28日
 - (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,156平方メートル
 - (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
44台
 - イ 駐輪場の収容台数
33台
 - ウ 荷さばき施設の面積
50.0平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
11.72立方メートル
 - (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
 - 2 届出年月日
平成27年3月30日
 - 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
 - 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容
- 高知県告示第215号**
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成27年4月14日
高知県知事 尾崎 正直
- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡津野町芳生野字瀬戸口甲1794、甲4245の11(次の図に示す部分に限る。)、字登尾甲1840の1、甲4249の10(次の図

- に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 高知県告示第216号**
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成27年4月14日
高知県知事 尾崎 正直
- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
土佐清水市 谷 口 正 年
" 谷 脇 智
" 山 田 開
 - (2) 加入区の名称
下川口加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合
 - 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
平成27年4月14日から同月28日まで
 - (2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合下川口支所事務所
- **公 告**

- 林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の生産事業者の登録を平成27年3月23日に次のとおり行った。
平成27年4月14日
高知県知事 尾崎 正直

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1557	岡宗 信明	安芸市川北甲97番地	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	岡宗 信明 安芸市川北甲97番地
1558	西村 正尚	長岡郡大豊町八畝935番地	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	西村 正尚 長岡郡大豊町八畝935番地
1559	永森 宗雄	長岡郡大豊町西峯2920	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	永森 宗雄 長岡郡大豊町西峯2920
1560	笹岡 寛	長岡郡大豊町西峯2452	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	笹岡 寛 長岡郡大豊町西峯2452
1561	笹岡 修一	長岡郡大豊町西峯2238	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	笹岡 修一 長岡郡大豊町西峯2238
1562	小笠原 啓元	長岡郡大豊町西峯2832	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	小笠原 啓元 長岡郡大豊町西峯2832
1563	阿佐 昌生	長岡郡大豊町西峯2196	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	阿佐 昌生 長岡郡大豊町西峯2196

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名

平成26年6月5日 26高安土第377号	(2工区) 室戸市羽根町字池ノ 上甲1384番1ほか	室戸市浮津25番地 1 室戸市長 小松 幹侍
-------------------------	----------------------------------	---------------------------------

収 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成27年4月24日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成27年4月3日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 書類の種類

平成27年4月1日付け権利取得及び明渡しの裁決書

2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名

幡多郡黒潮町佐賀橋川字ナカマ198番の土地の関係人（永小作権者）のうち次の者

住所及び氏名不明

亡弘田兵次の相続人

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成27年4月14日

高知県公営企業局長 門田 純一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

高知県立あき総合病院清掃業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

高知県立あき総合病院経営事業部経営事業課 安芸市宝永町3番33号

3 落札者を決定した日

平成27年2月20日

4 落札者の氏名及び住所

高知ビル美装有限会社 高知市南ノ丸町58-16

5 落札金額

66,063,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日
平成26年12月26日